

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 たしろ耳鼻咽喉科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市万屋町3番16号
- (3) 設立認可年月日 平成18年3月7日
- (4) 設立登記年月日 平成18年3月13日

備考欄

移転に伴う

- 認可年月日 平成23年2月4日
- 登記年月日 平成23年2月15日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 たしろ耳鼻咽喉科	長崎県長崎市万屋町3番16号	

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当無し
- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和3年9月1日 令和3年度決算の決定

様式3-4

法人名 医療法人 たしろ耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市万屋町3番16号

貸借対照表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	24,178	I 流動負債	5,882
II 固定資産	70,870	II 固定負債	26,727
1 有形固定資産	(12,326)	負債合計	32,609
2 無形固定資産	(832)	純資産の部	
3 その他の資産	(57,712)	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	52,439
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	62,439
資産合計	95,048	負債・純資産合計	95,048

法人名 医療法人 たしろ耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市万屋町3番16号

損 益 計 算 書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	107,909
2 事業費用	106,308
本来業務事業損失	1,601
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,601
II 事業外収益	1
III 事業外費用	134
経常利益	1,468
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,468
法人税等	71
当期純利益	1,397

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 たしろ耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市万屋町3番16号

財 産 目 録

(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	95,048	千円
2. 負 債 額	32,609	千円
3. 純 資 産 額	62,439	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,178
B 固 定 資 産	70,870
C 資 産 合 計 (A+B)	95,048
D 負 債 合 計	32,609
E 純 資 産 (C-D)	62,439

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 たしろ耳鼻咽喉科
理事長 田代 哲也 殿

私は、医療法人 たしろ耳鼻咽喉科 の令和4年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月1日

医療法人 たしろ耳鼻咽喉科

監事 田代 静子